

JEAG4628「原子炉格納容器内の塗装に関する指針」に対するご意見への対応について

意見その1

適合範囲について：

『原子炉格納容器内の塗装に関する指針（案）』のP2の1行目～5行目に「・・・本指針の第2章は、同図に示した ASTM D5139-96, D3911-95, D4082-95 に該当するものである。」と記載されており、NRCの基準となっているためレギュラトリーガイドのASTMに合致していれば本指針にも適合していると解釈してよろしいでしょうか？可能であれば指針にその旨を明記頂ければ幸甚です。

対応

指針にご意見のような記載をすることはできません。
(本指針の第2章は、レギュラトリーガイドの当該部分を参考に、国内事情を加味して作成したものであり、ASTMと本指針は同一のものではないことからASTM合致がそのまま本指針への適合とはならないからです。)

意見その2

放射線照射について：

『原子炉格納容器内の塗装に関する指針（案）』のP8【解説 2-3-2】の(5)に「・・・照射環境（空气中又は水中）については試験要求元にて条件を考慮し選択する。」と記載されていますが、水中照射を行うことができる照射機関は国内にあるのでしょうか？国内に照射機関が無い場合、基本的には空气中の試験結果を適用し、要求があれば水中での試験結果を必要とするといった考え方でよろしいでしょうか？

意見その3

DBA試験について：

『原子炉格納容器内の塗装に関する指針（案）』のP14【解説 2-4-5-1】に「・・・なおBWRにおいては、冷却材に化学薬品を添加していないため、噴霧を行うことは規定しない。」と記載されていますが、オートクレーブ試験機を想定しているのでしょうか？また、DBA試験の結果は公的試験機関の証明が必要でしょうか？

塗料メーカーによる試験結果で良いのでしょうか？

意見その4

評価について：

『原子炉格納容器内の塗装に関する指針（案）』のP15の「2.5 評価」では「・・・、塗膜の剥落の有無を観察した結果、全ての試験片について剥落が無かった場合は、設計基準

事故模擬試験に適合した塗装仕様であると評価する。」との記載されておりますが、「はがれ」「割れ」「膨れ」のうち「膨れ」は生じても良いが「はがれ」「割れ」が生じてはいけないとの解釈でよろしいでしょうか？

意見その5

塗装監査員の力量要件について：

『原子炉格納容器内の塗装に関する指針（案）』の P18【解説 3-3-2】の記載についてですが、記載以外の海外検査員資格、例えば NACE CIP、NACE Nuclear Inspector (NCI) については認められないのでしょうか？

対応

上記の意見その2~意見その5は指針の使い方に関するご質問と理解いたします。
公衆審査は指針案に対する意見を聴取する場であり、指針の使い方については指針を使用する方が自主的に判断するものであります。

以上